

被疑者取調べの可視化の実現に向けて

平成23年8月8日

法務省

取調べの可視化に関する省内勉強会では、被疑者取調べの可視化を実現するとの方針の下、可視化の具体的な在り方に関して、国内外の調査を幅広く行った上、その結果等を踏まえて検討を加え、本日、検討の成果を公表した。

省内勉強会における調査及び検討の過程では、被疑者取調べの可視化が、取調べ状況を客観的に記録し、自白の任意性の的確な判断を容易にするとともに、不適正な取調べの抑制にも資するもので、えん罪を防止するために有効な手段であることが確認された。

取調べの可視化を制度化することは是非とも必要であり、法務省として責任を持って、制度としての可視化を実現していかなければならない。

刑事司法が、基本的人権を保障しつつ、事案の真相を解明することを目的としていることからすると、えん罪の防止を図りつつ、国民の安全・安心を求め期待にも十分に答えることができる制度としなければならないが、いずれにしても、この問題については、具体的な検討を行うべき段階に来ている。そこで、このような観点から、法務大臣は、本年5月、法制審議会に対して、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、新たな刑事司法制度を構築するための法整備の在り方について、諮問を発したところである。

省内勉強会では、今般、我が国において録音・録画の対象とすべき範囲として、まず、裁判員制度対象事件の身柄拘束下における被疑者の取調べが考えられることなど、制度としての取調べの可視化の在り方について一定の方向性を示すとともに、その制度設計の検討に資するよう、検察の運用による取調べの録音・録画を試行的に拡大すべきこととした。

今後、法制審議会において、検察による様々な取調べの録音・録画やその試行的検証結果を踏まえ、取調べの可視化の具体的な制度設計について、関連す

る諸課題とともに十分な検討が行われることとなるが、法務省としては、可視化の趣旨・目的の重要性に鑑み、法制審議会からできる限り速やかに答申を受け、制度としての取調べの可視化を実現していく所存である。